

青森県報

号外第八十二号

平成十九年
十月十二日
(金曜日)

目 次

条 例

青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 条例	二
学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 (情報システム課)	二
青森県附属機関に関する条例等の一部を改正する条例	六
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例	七
青森県税条例の一部を改正する条例	一〇
青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (税務課)	一一
青森県温泉掘削許可申請手数料等徴収条例の一部を改正す る条例	一五
青森県貸金業者登録申請手数料等徴収条例の一部を改正す る条例	一八
青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (商工政策課)	一九
青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する 条例	二〇
青森県開発行為許可申請手数料等徴収条例の一部を改正す る条例	二二
青森県都市計画法施行条例の一部を改正する条例 (建築住宅課)	二三
青森県立少年自然の家条例の一部を改正する条例	三三
青森県立少年自然の家条例の一部を改正する条例 (生涯学習課)	三三

青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十五号

青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 条例等 県の条例並びに県の機関の定める規則及び規程をいう。
- 二 県の機関 知事、病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会若しくは警察本部（警察署を含む。）又はこれらに置かれる機関をいう。

三 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

四 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

五 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

六 申請等 申請、届出その他の法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）又は条例等の規定に基づき県の機関に対して行われる通知をいう。

七 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

八 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

九 作成等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 県の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関の定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、県の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の機関の定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第四条 県の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関の定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、県の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の機関の定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 県の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)

については、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関の定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されて

いる事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第六条 県の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関の定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第一項の場合において、県の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の機関の定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(施行事項)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、県の機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

- 2 職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 前二項の旅行命令簿等の提示については、青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年十月青森県条例第六十五号）第四条の規定は、適用しない。

第十二条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の請求書又は資料の提出については、青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条の規定は、適用しない。

（青森県行政手続条例の一部改正）

3 青森県行政手続条例（平成七年七月青森県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項ただし書中「添付書類」の下に「その他の申請の内容」を加える。

第三十三条第三項第二号中「含む。」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第六十六号

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例及び青森県営農大学校条例の一部改正）

第一条 次に掲げる条例の規定中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改める。

一 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成十八年三月青森県条例第二号）第十条第一項

二 青森県営農大学校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）第一条第一項

（青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部改正）

第二条 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和五十年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第四十五条第三項」を「第五十四条第三項」に改める。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

青森県附属機関に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十七号

青森県附属機関に関する条例等の一部を改正する条例

（青森県附属機関に関する条例の一部改正）

第一条 青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「ただし」の下に「青森県地方独立行政法人評価委員会」を、「会長」の下に「青森県地方独立行政法人評価委員会及び」を

加え、同条第三項中「委員等」の下に「青森県地方独立行政法人評価委員会の会議の場合は委員及び議事に関係のある専門委員、」を加える。

第十二条第一項中「第二十八条」を「第三十二条」に改める。

第二十七条を第二十八条とし、第十九条から第二十六条までを一条ずつ繰り下げ、第十八条の次に次の一条を加える。

(青森県地方独立行政法人評価委員会の専門委員)

第十九条 青森県地方独立行政法人評価委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員若干人を置く。

2 専門委員は、知事が任命又は委嘱する。

3 専門委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表第二青森県固定資産評価審議会等の項の前に次のように加える。

<p>青森県地方独立行政法人評価委員会</p>	<p>地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十条第二項の規定により次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。</p> <p>二 その他地方独立行政法人法によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<p>委員長 委員</p>	<p>学識経験を有する者</p>	<p>五人以内</p>	<p>二年</p>	<p>委員の互選</p>
-------------------------	---	-------------------	------------------	-------------	-----------	--------------

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八十一号を第八十二号とし、第十六号から第八十号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 地方独立行政法人評価委員会委員及び専門委員

第五条中「第八十号」を「第八十一号」に改める。

第十一条中「第一条第八十一号」を「第一条第八十二号」に改める。

別表第二公務災害補償等審査会委員の項の次に次のように加える。

地方独立行政法人評価委員会委員及び専門委員	同	九、八	円
-----------------------	---	-----	---

（特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第三条 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八十一号を第八十二号とし、第十六号から第八十号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 地方独立行政法人評価委員会委員及び専門委員

第三条第一項中「第八十号」を「第八十一号」に改める。

第四条中「第一条第八十一号」を「第一条第八十二号」に改める。

別表第三中「公務災害補償等審査会委員」を「公務災害補償等審査会委員」に改める。
地方独立行政法人評価委員会委員及び専門委員

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中青森県附属機関に関する条例第十二条第一項の改正規定は、平成十九年十月二十日から施行

する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十八号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「各市町村」の下に「（八戸市を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 屋外広告物法並びに屋外広告物条例及び屋外広告物条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、八戸市の区域に係るものは、同市が処理することとする。

一 屋外広告物法第七条第一項の規定による広告物及び掲出物件の表示及び設置の停止の命令並びにこれらの除却その他良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止のため必要な措置の命令、同条第二項の規定による当該措置及び掲出物件の除却に係る公告並びに同条第三項の規定による当該措置及びこれに係る費用の徴収に関すること。

二 屋外広告物法第七条第四項の規定による違反に係るはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の除却に関すること。

三 屋外広告物法第八条第一項の規定による広告物及び掲出物件の保管、同条第二項の規定による当該保管に係る公示、同条第三項の規定による当該保管に係る広告物及び掲出物件の売却並びに当該売却に係る代金の保管並びに同条第四項の規定による当該保管に係る広告物及び掲出物件の廃

棄に関すること。

四 屋外広告物条例第三十八条の規定による良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止のため必要な指導、助言及び勧告に関すること。

五 前号に掲げる事務に係る屋外広告物条例第四十二条第二項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問に関すること。

第三十二条第一号中「許可」の下に「並びに同法第三十四条の二第一項の規定による開発行為の協議」を加え、「第三十四条第十号」を「第三十四条第十四号」に改め、同条第二号中「及び同条第三項」を「同条第三項」に改め、「受理」の下に「及び同条第四項において準用する同法第三十四条の二第一項の規定による開発行為の変更の協議」を加え、同条第六号中「第三十五条の二第四項」を「第三十四条の二第二項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）及び同項」に改め、同条第八号中「許可」の下に「並びに同条第三項の規定によるこれらの行為の協議」を加え、同条第十一号中「第四十七条第一項」の下に「（同法第三十四条の二第二項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は郵便局」を削る。

第五十二条の二を削る。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条 削除

第五十一条の二第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、これらの項の規定により自動車税の減免を受けた場合において、当該自動車税に係る自動車の所有者又は減免の事由に変更がないときは、当該自動車税の減免を受けた年度の翌年度以後の年度分の当該自動車に係るこれらの項の規定による自動車税の減免の申請を要しない。

第五十一条の二中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により自動車税を減免する額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 自動車税の年税額（年額をもつて課する場合の自動車税額をいう。以下同じ。）が四万五千円以下の自動車 当該自動車に係る自動車税額

二 自動車税の年税額が四万五千円を超える自動車 四万五千円（法第百五十条第一項又は第二項の規定により月割をもつて自動車税を課する場合にあつては、規則で定める額）

第百五十一条の三第一項中「（年額をもつて課する場合の自動車税額をいう。）」を削る。

第百九十三条の十三第三項中「前二項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第百五十一条の二第三項」を「第百五十一条の二第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項第二号中「第三項」を「第四項」に、「本号及び次項」を「この号並びに次項及び

第三項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により第百五十一条の二第一項の規定により自動車税の減免の対象となることができ、自動車に係る自動車取得税を減免する額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

一 当該自動車の取得に対する自動車取得税額

二 身体障害者又は重度精神障害者の利用に供するための特別の仕様による装置の取付けのために要した費用及び二百五十万円の合計額に自動車取得税の税率を乗じて得た額

附則第九条の二の見出し中「生活路線バス等」を「生活路線バス」に改め、同条第一項を次のように改める。

知事は、当分の間、一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第三条第一号イに規定する事業をいう。）を経営する者で地域住民の生活交通の確保のため県が交付する補助金の交付を受けたもの（以下「路線バス事業者」という。）が所有する一般乗合用バス（知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したバス路線の運行の用に供するものに限る。）のうち知事が指定したものに対して課する当該補助金の交付を受けた年度の翌年度の自動車税を減免することができる。

附則第九条の二の二第二項中「第百五十一条の二第四項」を「第百五十一条の二第五項本文」に、「路線バス事業者等」を「路線バス事業者」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第三項中「路線バス事業者等」を「路線バス事業者」に改める。

附則第十三条第五項中「平成十五年四月一日から平成二十年三月三十一日」を「平成十九年八月六日から平成二十一年三月三十一日」に改め、同項の表第一号中「第四条第二項」を「第六条第二項」に、「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「第四条第一項」を「第六条第一項」に改め、同表第二号中「第五条の二第二項」を「第八条第二項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第五条の二第一項」を「第八条第一項」に改め、同表第三号中「第七条第二項」を「第十条第二項」に、「第六条第一項」を「第九条第一項」に、「第七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表

に次のように加える。

<p>四 特別措置法第十二条第二項に規定する認定技術活用事業革新計画</p>	<p>特別措置法第十一条第一項の規定による認定（特別措置法第十二条第一項の規定による変更の認定を含む。）</p>	<p>特別措置法第十二条第一項に規定する認定技術活用事業革新事業者</p>
<p>五 特別措置法第十四条第二項に規定する認定経営資源融合計画</p>	<p>特別措置法第十三条第一項の規定による認定（特別措置法第十四条第一項の規定による変更の認定を含む。）</p>	<p>特別措置法第十四条第一項に規定する認定経営資源融合事業者</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五百十一条の二、第五百十一条の三第一項及び第九十三条の十三の改正規定並びに附則第九条の二の二第二項の改正規定（「路線バス事業者等」を「路線バス事業者」に改める部分を除く。）並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県県税条例附則第十三条第五項の規定は、平成十九年八月六日から適用する。
- 3 改正後の青森県県税条例第五百十一条の二の規定は、平成二十年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十九年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 4 改正後の青森県県税条例第九十三条の十三の規定は、平成二十年四月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十号

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 過疎地域における課税免除（第五条 第八条）」を
「第二節 過疎地域における課税免除（第五条 第八条）」を
第三節 承認企業立地計画に従って設置される施設に係る課税免除（第九条

第十一条）」に、「第九条 第十一条」を「第十二条 第十四条」に、「第十二条 第十四条」を「第十五条 第十七条」に、「第十五条」を「第十条」に改める。

第一条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「企業立地促進法」という。）

第十五条第二項に規定する承認企業立地計画（以下「承認企業立地計画」という。）に従って設置される施設に係る県税の特別措置

第十五条を第十八条とする。

第十四条中「第十一条」を「第十四条」に改め、第三章第二節中同条を第十七条とし、第十三条を第十六条とし、第十二条を第十五条とする。

第三章第一節中第十一条を第十四条とし、第十条を第十三条とし、第九条を第十二条とする。

第二章に次の一節を加える。

第三節 承認企業立地計画に従って設置される施設に係る課税免除

(不動産取得税及び固定資産税の課税免除)

第九条 承認企業立地計画に従って企業立地促進法第九条第一項に規定する特定事業のための施設（以下この条において「対象施設」という。）で次に掲げる要件に該当するもの（次条において「適用対象施設」という。）を同項に規定する同意集積区域内に設置した事業者（企業立地促進法第五条第二項第六号に規定する指定集積業種であつて、製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業又は自然科学研究所に属する事業を行う者に限る。）に対し、不動産取得税及び固定資産税の課税免除をする。

一 一の施設（一の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある二以上の家屋若しくは構築物であつて一団の土地にあるものに限る。）であつて当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第一号及び第二号又は法人税法施行令第十三条第一号及び第二号に掲げるものに限る。）及び当該家屋又は構築物の敷地である土地（企業立地促進法第五条第五項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意（当該同意が平成二十一年三月三十一日までに行われたものに限る。）の日（次条において「同意日」という。）以後に取得した土地であつて、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）の取得価額の合計額が三億円（製造業に係るものにあつては、五億円）を超えるものであること。

二 当該対象施設に係る家屋につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積（機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積（以下この号において「共用部分の床面積」という。）を除く。）のうち当該対象施設に含まれる部分の床面積（共用部分の床面積を除く。）の占める割合が二分の一以上のものであり、当該対象施設に係る構築物につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第二号又は法人税法施行令第十三条第二号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。）の取得価額の合計額のうち当該対象施設に含まれる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が二分の一以上のものであること。

と。

(課税免除の額)

第十条 前条の規定により課税免除をする額は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 不動産取得税 同意日から起算して五年を経過する日までの期間（次号において「対象期間」という。）内に設置した適用対象施設の用に供する家屋（当該適用対象施設の用に供する部分に限るものとし、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号。次号において「総務省令」という。）第五条第一号に規定する事務所等に係るものを除く。以下この節において「適用家屋」という。）及びその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする適用家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税額

- 二 固定資産税 対象期間内に設置した適用対象施設の用に供する構築物（当該適用対象施設の用に供する部分に限るものとし、総務省令第五条第二号に規定する事務所等に係るものを除く。）で同意日以後に取得したもの（以下この号において「適用構築物」という。）に対して課する固定資産税額（適用構築物を取得した日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度以後三箇年度分に限る。）

(徴収猶予等)

第十一条 第四条の規定は、適用家屋の敷地である土地の取得に対する不動産取得税について準用する。

附則第四項中「第十条第一項第二号及び第十三条第一項第二号」を「第十三条第一項第二号及び第十六条第一項第二号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の青森県県税の特別措置に関する条例の規定は、平成十九年七月三十日から適用する。

青森県温泉掘削許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七十一号

青森県温泉掘削許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県温泉掘削許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この条例は、温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号。以下「法」という。）の規定による次に掲げる事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

- 一 法第三条第一項の規定による温泉をゆう出させるための土地の掘削の許可に関する事務
- 二 法第六条第一項及び第七条第一項の規定による温泉をゆう出させるための土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認に関する事務
- 三 法第十一条第一項の規定による温泉のゆう出路の増掘又は動力の装置の許可に関する事務
- 四 法第十一条第二項において準用する法第六条第一項及び第七条第一項の規定による温泉のゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地

位の承継の承認に関する事務

五 法第十五条第一項の規定による温泉の公共の浴用又は飲用への利用の許可に関する事務

六 法第十六条第一項及び第十七条第一項の規定による温泉の公共の浴用又は飲用への利用の許可を受けた者の地位の承継の承認に関する事務

七 法第十九条第一項の規定による温泉成分分析機関の登録に関する事務

第二条第四号中「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 法第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による温泉の公共の浴用又は飲用への利用の許可を受けた者の地位の承継の承認を受けようとする者
温泉利用許可地位承継承認申請手数料 七千四百円

第二条第三号中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 法第十一条第二項において準用する法第六条第一項又は第七条第一項の規定による温泉のゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認を受けようとする者
温泉増掘等許可地位承継承認申請手数料 七千四百円

第二条第二号中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 法第六条第一項又は第七条第一項の規定による温泉をゆう出させるための土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認を受けようとする者
温泉掘削許可地位承継承認申請手数料 七千四百円

附 則

この条例は、平成十九年十月二十日から施行する。

青森県貸金業者登録申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

青森県条例第七十二号

青森県貸金業者登録申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県貸金業者登録申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七十三号

青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例

青森県屋外広告物条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

（景観行政団体が処理することとする事務等）

第四十四条 法第二十八条の規定により、法第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務で八戸市の区

域に係るものは、同市が処理することとする。

2 八戸市の区域については、第二章の規定は、適用しない。

附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七十四号

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第九号中「第十二項」を「第十三項」に、「用途地域」を「用途地域等」に改める。

別表第八号中「第十二項」を「第十三項」に、「用途地域内に」を「用途地域等内に」に、「用途地域内建築等制限特例許可申請手数料」を「用途

地域等内建築等制限特例許可申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。

青森県開発行為為許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十五号

青森県開発行為為許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県開発行為為許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第三十五条の二第四項」を「第三十四条の二第二項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）及び同項」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。

青森県都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十六号

青森県都市計画法施行条例の一部を改正する条例

青森県都市計画法施行条例（平成十五年三月青森県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）中「第三十四条第八号の三」を「第三十四条第十一号」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「第三十四条第八号の四」を「第三十四条第十二号」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。

青森県立少年自然の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七十七号

青森県立少年自然の家条例の一部を改正する条例

青森県立少年自然の家条例（昭和四十六年七月青森県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表青森県立下北少年自然の家の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭